

刑事法廷における弁護活動に関する倫理規程

(昭和五十四年五月二十六日会規第二十二号)

第一条 この規程は、刑事法廷における弁護活動の正しい運用をはかることを目的とする。

第二条 弁護人は、正当な理由のない不出頭、退廷および辞任等不当な活動をしてはならない。

#### 附 則

この規程は、昭和五十四年六月一日から施行する。

提案理由〔昭和五十四年五月二六日の第三〇回定期総会において、右倫理規程を上げした際の提案理由〕

本規程は、弁護士自治の実質をたかめるとともに、三者協議の場において宣明したことを具体化するものである。

この規程の目的は、刑事法廷における弁護活動に関し、公平な裁判と適正な手続を保障し、弁護活動の正しい運用をはかることにある。

弁護士は、人権を擁護し正義を実現することを使命とし、この使命に基づき常に誠実、公正に職務を行い、このことを通じ憲法の志向する正しい社会秩序の維持と法律制度の改善に努力しなければならないことは当然である。

- 1 -

刑事事件において弁護人は、右の使命と職責に基づき被告人の正当な利益と権利を擁護するため、常に最善の努力をなし、実質的な弁護活動につとめなければならない。

しかしながら、弁護活動は客観的にも肯定されるものでなければならず、実質的弁護の域を逸脱するような不出頭、退廷、辞任は厳につつしまなければならない。

もとより、弁護権行使の限界が問題となる場合には、必要に応じて弁護士相互の自主的論議と批判によって、自律的に是正、改善することが望ましく、また弁護士会における適切な援助、指導、監督がなされるべきものである。

日本弁護士連合会は、かねてよりこの基本的見解を明らかにし、また三者協議の場でも強調してきたところである。

よって、ここに弁護人が遵守すべき刑事法廷における倫理規程として本会規制定を提案するものである。

なお、弁護活動に関する倫理規程については、今後とも総合的に検討し、現行弁護士倫理（昭和三〇年三月一九日理事会決議）についても早急に整備し、本規程もこれに組み入れ、成案を得次第総会に提出し、承認を求める方針であることを明らかにするものである。

決 議〔昭和五十四年五月二六日の第三〇回定期総会にお

- 2 -

いて、右倫理規程制定と関連して行なわれた決議とその提案理由」

弁護士自治の制度は、日本国憲法のもとで確立され三〇周年を迎える。

弁護士自治は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の諸活動を真に自由かつ適正に推進するために欠くことのできないものであり、このことは、戦前における先人の苦難の歴史によって、明白に証明されている。とりわけ、刑事事件における公平な裁判と適正な手続の確保のため、あらゆる障害に屈することなく、最善をつくすことが弁護人の最も重大な使命である。弁護士自治は、このような弁護権の実質的保障を確保するためにも必要な制度的基盤である。

このたびの「刑事法廷における弁護活動に関する倫理規程」もこのような弁護人の使命と弁護士自治の本旨に基づいて制定・運用するものである。

我々は、主権者である国民から負託された弁護士自治の意義を深く自覚し、これをいっそう豊かなものに発展させていくよう全力をつくす決意である。

右決議する。

- 3 -

昭和五四年五月二六日

日本弁護士連合会

提案理由

今日、弁護士自治制度の確立三〇周年を期して、これをさらに充実発展させるために、日本弁護士連合会会員は、その総意を結集して、ここに今後の正しい姿勢と方針を明確に確認しておくことがきわめて重要になっている。

折しも、「弁護士抜き裁判」特例法案との関連において、弁護士自治に対する許し難い非難と中傷が公然と語られている状況をみるにつけ、我々は、いっそう弁護士自治を守りぬくものであるとの力強い決意を表明しなければならぬ。

このことは、弁護権の実質的保障を確保し、弁護士と弁護士会の社会的使命と責務をはたしていくうえで不可欠な態度であるといわなければならない。

ところで、このような状況のもとで、我々は、昨年、弁護士自治に関する基本的見解をまとめ、法曹三者協議を経て、今回「刑事法廷における弁護活動に関する倫理規程」を制定したが、これも、この基本的見解に基づくものである。

- 4 -

我々は、弁護士と弁護士会の諸活動の源泉が、主権者である国民の支持に基づくことを深く銘記し、それらの活動が必ず国民の信頼と負託にこたえるものにするために、弁護士自治をますます発展させていかなければならない。

弁護士と弁護士会は、今後ともあらゆる場面で毅然として自らの職責を十分に果していくべきものである。

日本弁護士連合会は、この基本的な姿勢を高らかに示すためにこの決議を提案する。